

独立行政法人家畜改良センター公益通報者保護規程

28独家セ第751号
平成28年7月19日

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下、「公益保護法」という。）に基づき、独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）の役員及び非常勤職員を含む全ての職員（以下、「役職員」という。）又は外部からの公益通報（以下「公益通報」という。）に対処する適正な仕組み及び通報者の保護等を定めることにより、不正行為等の防止並びにその早期発見及び是正を図り、社会的信頼の確保に努めること等を目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 内部通報 役職員が、第4条に定める窓口に公益通報することをいう。
- (2) 外部通報 役職員以外の者が、第4条に定める窓口に公益通報することをいう。
- (3) 通報者 公益通報をしようとする者及びこれをした者をいう。

(公益通報者保護統括責任者)

第3条 センターに、センターにおける公益通報者保護、公益通報に関する事務を統括する者として、公益通報者保護統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、総務担当理事をもって充てる。

(受付窓口)

第4条 公益通報を受付ける窓口（以下「受付窓口」という。）は、本所にあっては総務部人事課に、牧場（支場を含む。以下同じ。）にあっては総務課（総務専門役を含む。）に設置する。

- 2 公益通報の受付責任者（以下「受付責任者」という。）は、本所にあっては総務部人事課長、牧場にあっては総務課長（総務専門役を含む。）をもって充てる。
- 3 公益通報に係る案件が、第1項に規定する部署に關係する場合など、不都合がある場合は、コンプライアンス推進室に通報を行うことができるものとする。この場合、受付責任者はコンプライアンス推進室長とする。
- 4 センターにおける公益通報に関する相談に応じる窓口は、受付窓口とする。
- 5 受付窓口は、公益通報を受け付けたときは、速やかに統括責任者に報告しなければならない。

(受付窓口が受け付ける通報)

第5条 受付窓口は、個人に関する誹謗中傷は受け付けない。

- 2 受付窓口は、無責任な通報等を避けるとともに、事実関係の確認と調査を円滑に行うため、原則として実名による公益通報を受け付ける。ただし、事情がある場合には、匿名による公益通報も受け付けることができる。
- 3 受付責任者は、通報事案について、当該事案に係る規程、要領等に定める方法で処理されることが適當と認めるときは、通報者に意向を確認し、当該窓口の受付責任者と協議の上、当該窓口に移送することができる。ただし、他の規程等で本窓口を通報等の受付窓口に指定している場合は、当該規程等で定める事項を除き本規程によらなければならない。
- 4 通報対象事案が、独立行政法人家畜改良センター職員就業規則（平成13年4月1日13規程第5号）その他に定める守秘義務に関わる場合であっても、この規程に従って行われる公益通報を妨げるものではない。

(公益通報の手続)

第6条 役職員は、受付窓口へ公益通報を行うことができる。

- 2 通報しようとする者は、公益通報を行おうとするときは、次に掲げる事項を記載した公益通報シート（別紙様式第1号）を電子メールに添付して送信し、又は封書により送付し、若しくは直接、受付窓口に出向いて行うものとする。
 - (1) 通報者の所属及び氏名
 - (2) 違法行為等を行っている又は行うおそれのある役職員の所属及び氏名
 - (3) 違法行為等の内容
 - (4) 違法行為等又はこれらの行われるおそれのある日時及び場所
 - (5) その他参考となる事項
- 3 通報者は、第1項に該当することが確実であることを証する資料を有するときは、公益通報の際にこれを添付しなければならない。
- 4 通報者は、虚偽の通報や他人を誹謗中傷する通報その他不正を目的に通報を行ってはならない。
- 5 通報者、通報者に協力した役職員及び当該通報等に基づく調査に積極的に関与した役職員は、この規程による保護の対象となる。

(調査)

第7条 受付窓口は、公益通報を受け付けた場合には、明らかな間違いを除き、速やかに内部統制推進規程第8条に規定する内部統制監視委員会（以下「監視委員会」という。）の委員長（以下、「委員長」という。）に報告しなければならない。

- 2 委員長は、前項の報告を受け、監視委員会で対応が必要と認めるときは、速やかに監視委員会を招集する。
- 3 前項の場合、監視委員会は公益通報の内容を確認し、必要がある場合はその内容の調査を行うに相応しい役職員（以下「調査者」という。）を決定し、調査依頼票（別紙様式第2号）により速やかに調査を依頼する。また、委員長は必要に応じて

外部の機関や弁護士等に調査を依頼することができる。

- 4 調査者は、速やかに事実の有無及び内容について調査し、その調査結果を報告票（別紙様式第3号）により委員長に報告しなければならない。
- 5 委員長は、監視委員会で対応するよりも統括責任者において対応することが適切と認める事案については、本条の前項までの規定に関わらず、統括責任者に調査等の対応を命じることができる。統括責任者は、委員長の命を受けて、当該事案に対応する。
- 6 委員長又は委員長から命を受けた統括責任者は、通報対象事案について、理事長に報告する。
- 7 公益通報を受け付けた受付窓口は、通報者に対して、公益通報を受けた日から20日以内に、調査を行う場合はその旨の通知を、監視委員会による調査を行わない場合はその旨とその理由を通知する。
ただし、通報者が公益通報シートにおいて通知を必要としない旨意思表示した場合を除く。

（調査の留意事項）

- 第8条 調査者が調査を行うに当たっては、通報者の氏名を開示する必要がある場合であっても、その通報を受け付けた受付窓口を通じて通報者の同意を得なければ通報者の氏名は開示してはならない。また、通報者が特定されないように配慮しなければならない。
- 2 役職員は、受付窓口又は調査者に対して、通報者の氏名等を開示するように求めではなく、また、開示をするように画策してはならない。

（調査への協力等）

- 第9条 役職員は、前項の調査に対して積極的に協力し、知り得た事実について真実を述べなければならない。
- 2 監視委員会又は委員長から命を受けた統括責任者は、公益通報に基づく事実関係の対象となった者には、公正な聴聞の機会、申告事実への反論及び弁明の機会を提供しなければならない。

（調査後の対応）

- 第10条 委員長は、通報内容の調査結果の報告を受けた場合には速やかに委員会を招集し、又は委員長から命を受けた統括責任者は、調査の結果、公益通報の内容の事実認定の当否、再発防止等に関する措置を公益通報処理報告書（別紙様式第4号）に取りまとめ、理事長に報告するものとする。
- 2 理事長は、前項の報告を受けたときは、公益通報の内容が事実であるか否かを認定し、事実であると認めたときは、当該公益通報に係る違法行為等を是正するために必要な措置を講ずる。
 - 3 理事長は、公益通報の内容が事実であると認めたときは、当該公益通報に係る違法行為等を行ったと認められる者に対して、事案に応じて、懲戒処分若しくは矯正

措置（以下「懲戒処分等」という。）又は業務上の必要な指導を行うほか、必要な場合には、告訴又は告発等を行う。

（緊急を要する場合の対応）

第11条 委員長又は統括責任者は、公益通報の内容又はその調査結果が緊急を要する場合には、第7条の手続に関わらず理事長に報告し、理事長は、その対応について検討し、必要な場合には、直ちに違法行為を中止するよう命じる等の措置を講じる。

（調査結果等の通知）

第12条 委員長又は委員長から命を受けた統括責任者は、理事長が公益通報の内容を事実と認め是正措置等をとったときはその旨を、公益通報の事実がないと認めたときはその旨を、公益通報を受けた受付窓口に通知する。

2 委員長又は委員長から命を受けた統括責任者から調査結果等について通知を受けた受付窓口は、通報者に対して調査結果等を通知しなければならない。ただし、匿名による通報等の場合は、この限りではない。

（不利益取扱いの禁止等）

第13条 役職員は、通報者が公益通報をしたことを理由として、通報者に対して人事異動、昇格・昇給、職務等において不利益な取扱いを行ってはならない。

2 通報者は、公益通報をしたことを理由として不利益な取扱いを受けたときは、その旨を受付責任者又は統括責任者に申し出ることができる。

3 受付責任者は、前項に規定する申し出を受けたときは、速やかに委員長及び統括責任者へ報告しなければならない。

4 監視委員会又は統括責任者は、前項の報告を受けたときは、不利益の回復に必要な措置を講ずるものとする。統括責任者は、不利益回復に必要な措置を講じたときは、監視委員会にその旨を報告する。

（利益相反関係の排除）

第14条 監視委員会の委員長及び委員、統括責任者、受付窓口、受付責任者、調査者及び監視委員会の事務局の担当職員（以下「構成員」という。）は、通報内容が自らに関係する場合、その処理に関与してはならない。

（守秘義務等）

第15条 構成員は、通報された内容及び調査において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を離れた後も同様とする。

（情報管理）

第16条 受付責任者は、通報者の氏名及び公益通報に関する資料、証拠等を厳重に保管し、これらの漏えい、滅失又は毀損の防止に努めなければならない。

(周知徹底)

第17条 統括責任者は、職員等に対し、本規程に基づく公益通報への対応体制等について、周知徹底する。

(研修)

第18条 統括責任者、受付責任者及び統括責任者から命を受けた構成員は、前条の周知徹底を図るため、定期的に、及び必要に応じて、研修・教育を行う。

2 統括責任者は、事実調査その他の公益通報処理の業務に必要な知識及び技術を習得させ、又は向上させるために研修が必要と認める者に対し、必要な研修を受けさせるものとする。

(処分等)

第19条 理事長は、通報者が虚偽又は誹謗中傷その他の不正な目的の通報を行ったとき、構成員等に秘密の漏えいがあったとき等、不適切な事案があつときは、事案に応じて、懲戒処分等又は業務上の必要な指導等を行う。

(外部通報への対応)

第20条 外部通報があった場合には、センター及び監視委員会は、内部通報があつた場合に準じて対応し、通報者が不利益を被らないよう適切に対応しなければならない。

附 則

1 この規程は、平成28年7月19日から施行する。

2 独立行政法人家畜改良センター内部通報・外部通報処理規則は、廃止する。

公益通報シート

平成 年 月 日

（受付責任者）

〔総務部人事課長又は○○牧場総務課長（支場は総務専門役）〕 殿

（通報者）

〔所属〕

〔氏名〕

独立行政法人家畜改良センター公益通報者保護規程（28独家セ第751号）第6条第2項の規定に基づき、下記の事項について内部通報する。

記

1. 違法行為等を行っていると認めた、又は行うおそれがあると思料する役職員等の所属及び氏名について

〔所属〕 [氏名]

2. 違法行為等の内容

3. 違法行為等の発生日時及び場所

4. その他参考となる事項

（1） 他に当該公益通報に係る違法行為等を知っていると思われる者

〔所属〕 [氏名]

（2） 希望する受付責任者との連絡方法（希望する連絡方法にチェックを入れること。
複数回答可。）

メール [メールアドレス:]]

封書 [宛先:]]

面談 [希望場所:]]

電話 [電話番号:]]

（3） 調査結果の報告の希望（どちらかにチェックを入れること。）

調査結果の報告を希望する

調査結果の報告を希望しない

【受付責任者記載欄】

公益通報シート

平成 年 月 日

（受付責任者）

〔総務部人事課長又は○○牧場総務課長（支場は総務専門役）〕 殿

（通報者）

〔住所〕

〔氏名〕

独立行政法人家畜改良センター公益通報者保護規程（28独家セ第751号。以下「規程」という。）第6条第2項の規定に基づき、下記の事項について外部通報する。

記

1. 違法行為等を行っていると認めた、又は行うおそれがあると思料する役職員等の所属及び氏名について

〔所属〕 [氏名]

2. 違法行為等の内容

3. 違法行為等の発生日時及び場所

4. その他参考となる事項

（1） 他に当該公益通報に係る違法行為等を知っていると思われる者

〔所属〕 [氏名]

（2） 希望する受付責任者との連絡方法（希望する連絡方法にチェックを入れること。複数回答可。）

メール [メールアドレス:]]

封書 [宛先:]]

面談 [希望場所:]]

電話 [電話番号:]]

（3） 調査結果の報告の希望（どちらかにチェックを入れること。）

調査結果の報告を希望する

調査結果の報告を希望しない

【受付責任者記載欄】

調査依頼票

平成 年 月 日

[所属]

[氏名] 殿

家畜改良センター
内部統制監視委員会

独立行政法人家畜改良センター公益通報者保護規程（28独家セ第751号。以下「規程」という。）第7条第3項の規定に基づき、下記の事項について調査を依頼する。

なお、当該調査を終了したときは同規程同条第4項の規定に基づく報告票を回答期限までに、独立行政法人家畜改良センター内部統制監視委員会（以下「監視委員会」という。）に提出すること。

記

1. 調査内容

2. 調査方法

3. 調査に際しての留意事項

- (1) 調査に係る情報を監視委員会以外に提供しないこと。
- (2) 調査依頼票の原本は、報告票に添付して監視委員会に提出すること。
なお、これらの書面についてコピー等の写しをとらないこと。

4. 回答期限

平成 年 月 日 ()

以 上

報告票

平成 年 月 日

家畜改良センター
内部統制監視委員会 委員長 殿

[所属]
[氏名]

平成 年 月 日付け調査依頼票をもって調査の依頼のあった調査内容について、下記のとおり調査を終了したので、独立行政法人家畜改良センター公益通報者保護規程（28独家セ第751号）第7条第4項の規定に基づき報告する。

記

1. 調査協力者
[部署] [氏名]
2. 調査結果
3. その他

以 上

(注意事項)
調査結果について参考となる資料等がある場合には添付すること。

公益通報処理報告書

平成 年 月 日

家畜改良センター理事長 殿

家畜改良センター
内部統制監視委員会

独立行政法人家畜改良センター公益通報者保護規程（28独家セ第751号）第10条第1項の規定に基づき、公益通報に係る調査を終了したので、下記のとおり報告する。

記

1. 公益通報の概要等

受付日：平成 年 月 日（ ）

要旨：

2. 調査結果等

調査者：

調査期間：平成 年 月 日（ ）～平成 年 月 日（ ）

調査結果：

3. 公益通報の内容の事実認定の当否（及び再発防止等に関する必要な措置）

以上

（注意事項）

調査結果について参考となる資料等がある場合には添付すること。